

監査公表第15号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成29年3月28日

新城市監査委員 近藤 隆
新城市監査委員 鈴木達雄

第1 監査種別
定例監査・行政監査

第2 監査の対象
教育部（小中学校）
八名小学校、庭野小学校、鳳来中部小学校、鳳来東小学校
作手小学校北校舎、作手小学校南校舎、八名中学校、鳳来中学校

第3 監査に当たった監査委員
近藤 隆、鈴木達雄

第4 監査の期間
平成28年8月31日～平成29年3月27日

第5 監査の方法
平成28年度の監査実施計画に基づき上記小中学校に係る今年度実施されている事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。また、施設管理状況等について確認するため、各学校の現地査察を実施した。

第6 監査の結果
事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程においてふれたところであるが、以下の項目を意見として発表する。
監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね3か月をめどに通知されたい。

教育委員会

【小中学校】

指摘事項

- 1 消防用設備は災害時の生命財産を守る重要な設備であるので、設備点検等において指摘を受けたものについては、速やかに是正、改修されたい。
- 2 特別休暇の取得に当たって、病気・特別休暇願の記載漏れ、取得日数の計算誤りが見受けられたので、休暇願により適切に承認を受け、病気・特別・介護休暇等処理簿へ記載するようされたい。

意見

児童・生徒の安全確保、不審者の侵入防止の観点から、敷地境界にフェンス等の設置を検討されたい。また、不審者侵入時の対応についても、訓練等を実施し備えられたい。